

令和4年度

事業計画書

自) 令和 4年 4月 1日

至) 令和 5年 3月31日

社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会

## ■目次

---

■基本方針 及び 重点事業内容（各部門）	・・・	1
■事業計画		
1. 社協活動体制の強化	・・・	2
① 会務の運営		
2. 社協財政基盤の強化	・・・	2
① 財源確保への取り組み		
3. 地域福祉活動計画の推進	・・・	2
① 第4次地域福祉活動計画の推進		
4. 地域福祉事業の推進	・・・	3
① 小地域福祉活動事業の実施		
② 福祉教育（福祉協力校事業）の推進		
③ 社会福祉施設との連携		
④ 福祉啓発事業の推進		
⑤ 生活支援体制整備事業の推進		
⑥ 地域介護予防普及啓発事業の実施		
⑦ 権利擁護事業の推進		
5. 福祉サービス支援事業の推進	・・・	5
① ふれあいふくし総合相談事業		
② 福祉有償運送事業		
③ 車椅子貸出事業		
④ おもちゃ図書館の運営		
⑤ ひとり暮らし高齢者給食サービスの実施・支援		
⑥ 母子父子寡婦家庭・児童支援事業		
⑦ 生活困窮者等に対する貸付事業、食糧支援事業		
⑧ 生活困窮者自立支援事業		
⑨ 行旅人・ホームレス対策事業		
⑩ 包括的支援体制構築事業		
⑪ あんしん貸付支援事業		

⑫ 支援対象児童等見守り強化事業		
6. ボランティアセンター機能の充実	・・・	7
① ボランティアの育成		
② ボランティア活動支援		
③ 有償ボランティア活動支援		
④ 鈴鹿いきいきボランティアポイント制度事業		
⑤ 災害ボランティアセンター事業		
7. 社会福祉センターの管理運営	・・・	7
① 社会福祉センターの維持管理		
8. 介護保険・障害者自立支援事業の推進	・・・	7
① 介護保険事業		
② 障害者自立支援事業		
9. 受託事業の推進	・・・	8
① 鈴鹿日常生活自立支援センターの運営（三重県社会福祉協議会から受託）		
② 基幹型地域包括支援センターの運営（鈴鹿亀山地区広域連合から受託）		
③ 認知症初期集中支援推進事業及び鈴鹿市認知症地域支援推進事業（鈴鹿市から受託）		
④ 指定管理施設の運営		

## ● 基本方針

重層的支援体制整備事業への移行準備として、包括化推進員を増員し課題の整理を行うと共に、他機関と連携した支援を目指す。しかし、既存の制度や仕組みだけでは解決できないケースが多いことから、包括化推進員が、コミュニティソーシャルワーカーの機能を一部担うことで寄り添い型の支援ができるよう目指す。さらに、専門機関だけでなく、地域住民と共に課題を解決する仕組みづくりについて協議をしていく。

また、新型コロナウイルスの影響により生活困窮状態に陥った方への支援策の一つである特例貸付の償還が始まるが、依然として不安定な生活状況にある方が多い。そのため、償還管理を行う中で、状況に応じた助言や就労支援、制度利用に繋げていけるよう、鈴鹿市の生活困窮者自立支援機関との連携強化に努めていく。

その一つの方法として、昨年度より鈴鹿市本庁に配置している本会の職員2名に加え、家計改善支援員1名も本庁に配置することで、よりきめ細かな対応を目指す。

また、昨年度より、基幹型地域包括支援センターとして市全体の地域型地域包括支援センターの後方支援を行う中で、高齢者以外の世帯員に対する課題等、既存制度の活用がスムーズに行かないケースが多かったことから、引き続き行政と連携し、政策提言等も行っていく。さらに、基幹型地域包括支援センターと包括化推進員との連携にも努め、重層的支援体制整備に向けた包括支援センターの在り方について、協議していく。

地域づくりにおいては、引き続き、生活支援コーディネーターを中心に各地のまちづくり協議会等の集まりに参加し、世代を問わず地域全体の課題を整理し、住民が主体となって皆が役割を持ち、お互いに支え合える仕組みづくりを目指す。

## ● 重点事業内容

### 法人運営部門

- ・就業規則（給与規程等）の見直し
- ・スケジュール管理システム等ハード面の強化

### 困窮者支援部門

- ・アウトリーチの強化
- ・包括的な支援体制整備に向けた他機関連携強化

### 地域福祉部門

- ・小地域福祉活動支援の充実
- ・地域共生社会に向けた福祉教育の展開

### 権利擁護部門

- ・成年後見制度利用促進基本計画における中核機関および地域における協議会の整備
- ・日常生活自立支援事業相談待機者の解消に向けた支援体制の充実

### 地域包括支援センター部門

- ・地域型地域包括支援センターの総合調整・後方支援及び専門機関との連携
- ・共生と予防の理念に基づき認知症の人や家族の視点を重視した支援体制づくり

### 居宅介護部門

- ・介護保険制度に基づいた公正中立な質の高い居宅サービス計画書の作成

- ・医療・介護の連携強化および積極的な研修参加による知識の向上
- ・感染症対策や事業継続に向けた取り組みの強化

#### 訪問介護部門

- ・住み慣れた自宅での生活継続を目指した支援
- ・医療をはじめとする他職種との積極的な連携
- ・必要なサービス提供を継続するための感染症対策の徹底

#### 療育センター部門

- ・療育センター3ヵ年計画の推進

#### ベルホーム部門

- ・施設内の安全衛生管理の徹底
- ・安心安全なサービス提供の実現

## ● 事業計画

### 1. 社協活動体制の強化 ～ 会務運営と事業の推進体制の確立 ～

#### ① 会務の運営

- ・理事会（5月・11月・3月）・定時評議員会（6月）・評議員会（11月・3月）・監事会（5月）の開催
- ・評議員選任・解任委員会の開催（6月）
- ・第4次地域福祉活動計画評価推進委員会の開催（6月）

### 2. 社協財政基盤の強化 ～ 民間財源の有効活用と自主財源の確保 ～

#### ① 財源確保への取り組み

- ・社協会員の募集
- ・福祉寄付の啓発
- ・赤い羽根共同募金活動の推進
- ・新たな財源確保に向けた協議
- ・資格試験対策講座等の開催

### 3. 地域福祉活動計画の推進

#### ① 第4次地域福祉活動計画の推進

新型コロナウイルスの影響を受け、変更となった部分を見直すと共に計画2年目の評価を行い、3年目へとつなげる。

- ・評価推進委員会の開催
- ・第4次地域福祉活動計画の推進
- ・事務局会議の開催

[基本目標1 地域ごとの福祉課題に対する取組の支援]

(1) 地域計画における福祉に関する取組の推進

- ・住民同士の支え合いの仕組みづくりに向けた勉強会の開催
- ・先進的な取り組みの紹介や先進地視察を企画・提案
- ・福祉に関するワークショップの開催

[基本目標2 福祉啓発事業の推進]

(1) 認知症の理解を深める

- ・小中学校でのキッズサポーター養成講座の開催
- ・認知症サポータースキルアップ講座の開催、サポーターによる支援活動の場（認知症カフェ）・役割（認知症支援ボランティア）をつくる
- ・認知症の行方不明者捜索訓練の実施

(2) 福祉の学びの場をつくる

- ・講演会やシンポジウムの開催
- ・出前講座の開催

(3) かりんちゃん運営委員会の開催

- ・地域の福祉イベントへの参加

[基本目標3 災害時における支援体制の強化]

(1) 災害ボランティアセンターと地域との連携

- ・地域と連携した災害ボランティアセンター設置運営訓練の開催

(2) 災害ボランティアコーディネーターの養成（地域版）

- ・地区単位で災害ボランティアコーディネーターを養成

[基本目標4 地域の困りごとへのアプローチとその対応]

(1) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置とその取組

- ・コミュニティソーシャルワーカーを配置
- ・コミュニティソーシャルワーカー、行政、専門機関の協働による福祉課題の解決

(2) 気軽に相談できる総合相談窓口の開設

- ・福祉に関する相談に総合的に対応する窓口や体制をつくる

[基本目標5 多様なニーズのための支援体制づくり]

(1) 多文化共生を目指す地域活動の支援

- ・外国人の方の暮らしの悩みや課題を話し合う場をつくる
- ・地域で開催される多文化共生を目的とした地域活動に参加・協力

(2) 多職種連携による権利擁護ネットワークの推進

- ・権利擁護ネットワークに関する会議を年間3回開催
- ・事例検討会（研修会）を年間1回開催

#### 4. 地域福祉事業の推進

##### ① 小地域福祉活動事業の実施

(1) 各地区の小地域福祉活動実施団体の代表による連絡会の開催

- ・活動活性化のための情報交換や研修会、活動報告会を行う

(2) 小地域福祉活動の支援

- ・地域のニーズに合わせた支えあい活動の提案や準備、それらの活動への助成等

**② 福祉教育（福祉協力校事業）の推進**

(1) 地域貢献学習の実施

（学校区内の小地域福祉活動実施団体や社会福祉施設との協働の提案）

(2) 福祉体験学習の実施

(3) ボランティア活動普及事業、地域交流事業助成

**③ 社会福祉施設との連携**

(1) 社会福祉施設相互の情報交換のための連絡会や研修会の開催

(2) 社会福祉施設と小地域福祉活動団体等との協働を支援し、新たな地域の社会資源の創出を図る

(3) 社会福祉施設と本会の共催イベント等の連絡調整

**④ 福祉啓発事業の推進**

(1) 市民を対象とした地域福祉啓発イベントの開催に向け、団体や企業と連携し、実行委員会を運営する

(2) 第45回鈴鹿市社会福祉大会の開催（開催時期・2022年11月予定）

(3) 本会事業の広報啓発（広報紙「社協すずか」の配布・ホームページの運用・フェイスブックページ、ツイッター、インスタグラム等の活用・福祉講演会の開催等）

(4) イメージキャラクターを活用した広報事業の推進

- ・広報委員会の開催

**⑤ 生活支援体制整備事業の推進**

生活支援コーディネーター（1層・2層）が、各地区にて住民活動や小地域福祉活動等を実施する団体および関係機関と連携を取りながら、それぞれの地域ニーズに合った取り組みを提案する。

(1) 定期的に生活支援体制整備事業を検討していくため、1層協議体会議を年間2回実施。

また、2層協議体については定期的な情報の共有、連携の強化を図れるよう準備する。

(2) 本事業について、ホームページ、SNS等を用いて情報発信を行う。

**⑥ 地域介護予防活動支援事業の実施**

(1) ふれあいいいききサロンへの助成

(2) サロン実施団体対象の交流会や運営サポーター養成講座の開催

(3) サロン実施団体と住民活動団体、小地域福祉活動実施団体等との連携を図り、サロン活動が地域の社会資源として効果的に運営されるよう支援する。

**⑦ 権利擁護事業の推進**

(1) 鈴鹿市後見サポートセンターみらいの運営

- ・成年後見制度についての相談受付
- ・広報啓発活動の企画・開催
- ・法人後見の受任調整
- ・運営委員会の開催
- ・中核機関の管理・運営

(2) 権利擁護ネットワーク会議の開催

- ・権利擁護事業に関係する福祉専門職、法律専門職、行政機関との連携を強化するため、定期的に会議を開催し、「鈴鹿市法福官連携権利擁護研修会」の企画開催や、市民向けの権利擁護に関する啓発物を作成する。
- ・専門職・関係機関において課題の共有と連携強化を図り、地域における協議会の役割を担う。

(3) 福祉職向け権利擁護入門講座の実施

- ・福祉職に従事する新任の方や権利擁護について基礎から学びたい方等が、権利擁護に関する基礎知識を習得し、相談者やその家族の方に権利擁護に関する制度や事業を有効に活用していただくことを目的として実施する。

(4) 市民向け成年後見入門講座の実施

- ・市民に対する成年後見制度の普及啓発と、今後の鈴鹿市における権利擁護の担い手（親族後见人等）の養成を図る。

5. 福祉サービス支援事業の推進 ～ 住民ニーズに応える福祉サービス事業の実施 ～

① ふれあいふくし総合相談事業

- ・各種専門相談事業の実施（弁護士相談・司法書士相談・一般相談）

② 福祉有償運送事業

- ・身体障がいや要介護状態の方で、車椅子や寝たきり等により普通自動車での外出が困難な方に対して、福祉有償運送事業（移送サービス）を実施する。

③ 車椅子貸出事業

- ・鈴鹿市在住の方を対象として、車椅子の貸出を行う。

④ おもちゃ図書館の運営

- ・ボランティアの協力を得て、児童に対し、おもちゃを通じて遊びの場所と遊ぶ楽しさを提供する。

⑤ ひとり暮らし高齢者給食サービスの実施・支援

- ・小地域福祉活動実施団体等を中心に、民生委員児童委員やボランティアの協力を得て、在宅の一人暮らし高齢者を対象とした配食サービスを実施。配食サービスを通じ、地域の見守り体制の確立を支援する。

⑥ 母子父子寡婦家庭・児童支援事業

(1) 共同募金配分事業として母子父子家庭や子育て世帯への支援を行う。

- ・ひとり親家庭ふれあい交流事業への助成

(2) 児童遊園地遊具設置補助事業

- ・自治会で管理している児童遊園地及び公園への遊具の設置・修繕に対し補助を行う。

(3) 子育てサロン事業の推進

- ・子育てサロンへの助成

⑦ 生活困窮者等に対する貸付事業、食糧支援事業

(1) 資金貸付事業

- ・生活福祉資金（低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯への資金貸付）・福祉資金（一時的な



繋ぎ資金の貸付)の貸付事業の実施

- ・特例貸付制度の償還管理(償還免除手続き含む)

(2) 緊急食糧提供事業

- ・生活困窮世帯に対し緊急的に食糧を提供することにより、当該世帯の生活維持及び再建に向けた相談支援を推進する。

**⑧ 生活困窮者自立支援事業**

(1) 自立相談支援事業

- ・鈴鹿市より、生活困窮者自立支援事業に基づく「自立相談支援事業」を一部受託し、本会職員が鈴鹿市役所本庁へ出向している。生活困窮者、生活困窮者の家族、関係機関からの相談に応じてアセスメントを実施し、相談者に適したプランを作成し、必要なサービスの紹介や関係機関と連携し、生活困窮者の課題解決に向けた相談援助に取り組む。

(2) 家計改善支援事業

- ・鈴鹿市より、生活困窮者自立支援事業に基づく「家計改善支援事業」を受託している。自立相談支援事業との一体的な相談体制構築に向けて、令和4年度より本会職員が鈴鹿市役所本庁に出向し、相談者に対し家計状況の「見える化」や、家計管理に関する助言、貸付のあっせん等を行う。

**⑨ 行旅人・ホームレス対策事業**

- ・住居を喪失している方もしくは住居を喪失する恐れのある方に対して、各種の制度利用までの支援や住居の確保に向けて相談支援を行う。また行旅中で所持金がない者に対し、旅費の貸付を行う。

**⑩ 包括的支援体制構築事業**

(1) 重層的支援体制整備に向けた協議

- ・重層的支援体制整備事業への移行に向け、行政の包括化推進員と協議する。
- ・重層的支援体制整備の理解を深めるため、関係機関向けの研修会を開催する。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

- ・制度の狭間にいる方へのアウトリーチの強化
- ・子ども部局やNPO、市民団体等との連携強化

**⑪ あんしん賃貸支援事業**

(1) 高齢者や障がい者等賃貸住宅を借りることが困難な世帯に対し住宅情報の提供を行いつつ更に幅広くアセスメントし、生活支援や福祉支援等のコーディネートを行う。

(2) 三重県による相談会への参加協力や周知活動を行う。

**⑫ 支援対象児童等見守り強化事業**

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、支援ニーズの高い子ども等の居宅を訪問し、必要な支援に繋げることができる体制を強化する。

(2) 見守りにあたっては、鈴鹿市や市内の支援団体と連携し、お弁当や食品を届けることにより居宅の状況を確認する。

## 6. ボランティアセンター機能の充実 ～ 地域福祉人材の育成と地域貢献活動への支援 ～

### ① ボランティアの育成

- (1) 福祉講座等の開講（音訳、手話、点訳、精神保健福祉、要約筆記体験講座）

### ② ボランティア活動支援

- (1) ボランティア連絡協議会の運営サポート
- (2) ボランティア通信の発行
- (3) ボランティアグループへの助成

### ③ 有償ボランティア活動支援

- (1) 地域における住民参加型在宅福祉サービス実施に向けての準備や運営支援
- (2) 認知症支援福祉有償サービスに取り組むボランティアグループ「オレンジサポートかりん」の活動支援

### ④ 鈴鹿いきいきボランティアポイント制度事業

- (1) 登録ボランティアと受け入れ施設のコーディネートを円滑に行い、定期的に情報交換会や活動報告会を実施する。

### ⑤ 災害ボランティアセンター事業

- (1) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練を他機関、他団体と連携して実施し、設置時における運営体制を整備する。
- (2) 運営をサポートする「災害ボランティアコーディネーター」の養成
- (3) 災害ボランティアセンターと各地域との連携強化（活動時にニーズ把握やボランティア派遣が円滑に行われるよう、各地域にて災害ボランティアセンターの運営体制や、災害ボランティアコーディネーターの役割の周知を行う）
- (4) ボランティアグループ「鈴鹿市災害ボランティアコーディネーターズ」の活動支援

## 7. 社会福祉センターの管理運営

### ① 社会福祉センターの維持管理

- (1) 社会福祉センターの貸館・利用管理
- (2) 大型バス・マイクロバスの運行・利用管理

## 8. 介護保険・障害者自立支援事業の推進 ～きめ細かな利用者支援の実施～

### ① 介護保険事業

- (1) 訪問介護事業所の運営
  - ・介護保険、総合事業におけるホームヘルプサービスの提供
- (2) 居宅介護支援事業の運営
  - ・介護サービス計画の作成とサービス調整及び給付管理
  - ・介護予防・総合事業支援計画の作成を地域包括支援センターより受託
  - ・介護保険要介護認定調査の受託

## ② 障害者自立支援事業

- (1) 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業の実施
  - ・居宅介護ホームヘルプサービスの提供
  - ・視覚障害者に対する同行援護サービスの提供
  - ・感染症対策の実施と助言
- (2) 地域生活支援事業に基づく移動支援サービスの実施
  - ・感染症対策を行いながら利用者が必要とする外出をサポートする

## 9. 受託事業の推進 ～ 地域社会との協働を目指し、利用者本位のサービスを実践 ～

### ① 鈴鹿日常生活自立支援センターの運営（三重県社会福祉協議会より受託）

- ・判断能力に不安のある方で、必要なサービスを利用するための判断や意思表示を適切に行うことが困難な方（認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等）が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や、金銭管理等を行う事業として実施する。

### ② 基幹型地域包括支援センターの運営（鈴鹿亀山地区広域連合より受託）

（全体調整）

- (1) 地域型地域包括支援センター（以下、地域型包括）間の総合調整と運営指針の徹底（運営指針や国の政策についての情報共有）
- (2) 地域型包括の後方支援：地域型包括の円滑な業務運営の支援（包括的支援事業）
  - (1) 総合相談支援業務：各地域型包括の困難事例に対する後方支援
  - (2) 権利擁護業務
    - ・成年後見制度の理解の促進を図る 後見サポートセンターとの連携、権利擁護ネットワーク会議共催
    - ・虐待対応：鈴鹿市長寿社会課と連携し対応、虐待連絡会議（隔月）への協力
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務：介護支援専門員への研修会開催等
- (4) 地域ケア会議関係業務
  - ・地域型包括が開催する地域ケア圏域会議の支援、地域課題の把握
  - ・市の開催する地域ケア推進会議への協力、地域型包括へのフィードバック
  - ・自立支援型地域ケア会議：開催に向けての準備と実施
- (5) 介護予防ケアマネジメント業務：適切な介護予防ケアマネジメント業務に向けた支援
- (6) 広域連合指定事業
  - ・介護予防普及啓発事業：包括だよりによる情報提供
  - ・在宅医療・介護連携支援推進事業：医師会・すずらんととの連携、ミニ症例検討会の共催
  - ・認知症総合支援事業：認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員との連携
  - ・生活支援体制整備事業：生活支援コーディネーターとの連携、生活支援体制整備を進める
  - ・各種会議の開催：センター長会議（毎月）、包括連絡会議（隔月）、3職種各ワーキング会議（毎月）
  - ・各種会議の出席：高齢者施策策定委員会、地域福祉計画審議会

初期集中チーム会議、認知症初期集中支援チーム検討会議、認知症連絡会  
精神障害者アウトリーチ選定委員会・精神保健ワーキング、精神保健福祉連絡会、  
鈴鹿市難病ケア会議、協議体会議、施設連絡協議会、すずらん運営委員会  
鈴鹿市地域包括在宅医療・ケアシステム運営委員会（勉強会委員会、ACP委員会）

③ 認知症初期集中支援推進事業及び鈴鹿市認知症地域支援推進事業（鈴鹿市より受託）

（認知症初期集中支援推進に関する業務）

- （1）各チームと担当包括間の総合調整とチーム活動の平準化を図る
- （2）各チームの困難事例・課題に対する支援
  - ・支援が困難な場合の同行訪問、アドバイス
  - ・関係機関との連絡調整のサポート
  - ・問題・課題の把握、基幹型チーム員会議での協議
- （3）行政・チーム員医師・基幹型包括等と基幹型としてのチーム会議を1回/月開催
  - ・課題や問題の解決に向けた連携の強化
  - ・認知症地域支援推進員としての課題の把握
- （4）鈴鹿市が開催する「認知症初期支援チーム検討会議」への出席
- （5）チームの周知啓発
  - ・定期的にチラシを作成
- （6）チーム合同会議・アウトリーチ会議・認知症地域支援推進員会議での情報共有
- （7）本人と家族が相談、共感、交流のできる場所「おれんじルーム」の開催（月1回予定）

（鈴鹿市認知症地域支援推進事業に関する業務）

- （1）認知症サポーター養成講座の開催
  - （2）認知症サポーター活動の仕組みづくり
    - ・ステップアップ講座の開催
  - （3）チームオレンジ運営のコーディネーター業務
  - （4）認知症カフェの支援
  - （5）認知症について周知啓発
    - ・定期的なチラシ・新聞の作成
    - ・動画の作成、SNS等での発信
  - （6）若年性認知症支援の強化
    - ・レイの会との連携
  - （7）地域支援の強化
    - ・認知症と家族の会との連携により、本人家族の声を地域支援に反映
- （地域づくり推進事業に関する業務）
- （1）チームオレンジコーディネーターの役割
  - （2）チームオレンジの運営支援
    - ・フレンド（支援者）とオレンジ（当事者）の希望と支援のマッチング
    - ・個人情報の管理
    - ・チームオレンジの定例会の開催

#### ④ 指定管理施設の運営

##### ① 鈴鹿市第1療育センターの管理運営（鈴鹿市より受託）

###### （1）児童発達支援事業

- ・療育指導の実施（年齢や発達段階に合わせたクラス別療育支援の実施）
- ・訓練指導の実施（言語療法・理学療法・作業療法の実施）
- ・臨床心理士による発達検査、発達相談の実施
- ・三重県立子ども心身発達医療センターとの連携（地域療育支援事業の実施や研修会への参加）
- ・療育研修会の実施（市内関係機関や他事業所の職員等を対象にした研修会を実施）

###### （2）居宅訪問型児童発達支援事業

- ・療育指導の実施（通所困難な重症心身障がい児を対象にした療育指導の実施）

###### （3）放課後等デイサービス事業

- ・就学児童を対象とした集団療育、理学療法、作業療法、言語療法の実施
- ・臨床心理士による発達検査、知能検査、発達相談の実施

###### （4）保育所等訪問支援事業（就学児童を含む）の実施

###### （5）障害児相談支援事業（児童福祉法に基づく）の実施

###### （6）特定相談支援事業（障害者総合支援法に基づく）の実施

###### （7）ボランティアの育成（療育・託児等施設支援ボランティアの育成）

###### （8）災害、緊急時の対応

- ・避難訓練の実施（年2回）

###### （9）実習生の受入

- ・保育士や専門職（言語聴覚士や理学療法士等）の資格取得のための現場実習の受け入れ

##### ② 鈴鹿市第2療育センターの管理運営（鈴鹿市から受託）

###### （1）児童発達支援事業

- ・療育指導の実施（年齢や発達段階に合わせたクラス別療育支援の実施）
- ・訓練指導の実施（言語療法・作業療法の実施）
- ・臨床心理士による発達検査、発達相談の実施
- ・療育研修会の実施（関係機関や市内関連施設の職員を対象に、発達支援のための研修会を実施）

###### （2）放課後等デイサービス事業

- ・就学児童を対象とした作業療法、言語療法の実施
- ・臨床心理士による発達検査、知能検査、発達相談の実施

###### （3）保育所等訪問支援事業（就学児童を含む）の実施

###### （4）ボランティアの育成（療育・託児等施設支援ボランティアの育成）

###### （5）災害、緊急時の対応

- ・避難訓練の実施（年2回）、職員向け防災研修の実施

###### （6）実習生の受入

- ・福祉協力校の児童生徒の体験学習（実習）の受け入れ
- ・社会人、大学、専門学校等の実習生の受け入れ

###### （7）情報発信

- ・広報紙を作成し、各関係機関・団体、ボランティア、保護者等へ配布
- ・SNSの活用

③ 鈴鹿市障害者生活介護施設ベルホームの管理運営（鈴鹿市より受託）

(1) 生活介護事業の提供（日中一時支援事業を含む）

- ・個別支援計画に基づく福祉サービスの提供
- ・からだの取り組みの実施（理学療法士等による訓練指導の実施）
- ・余暇活動支援（創作活動、外出活動、レクリエーション等の提供）
- ・利用者の健康状態の把握（定期的なバイタルチェックの実施）
- ・送迎サービス・食事提供サービスの実施
- ・祝日営業（年末年始除く）の実施
- ・感染症対策および衛生管理の徹底

(2) 地域間交流

- ・施設活動支援ボランティアの受け入れ
- ・関係団体主催の招待行事への参加

(3) 緊急時の対応

- ・避難訓練の実施（年2回）、職員向け防災研修の実施

(4) 啓発活動

- ・広報紙「三輪車」の発行（年3回）、ホームだよりの発行（月1回）
- ・自主製品「花の木クラフト」創作活動の実施、販売イベントの参加
- ・作品展（アート展）の開催

(5) 実習生の受入

- ・福祉協力校の児童生徒、特別支援学校生徒の体験学習（実習）の受け入れ
- ・社会人・大学・専門学校等の実習生の受け入れ

(6) 社会貢献活動

- ・赤い羽根共同募金活動（街頭募金活動）への参加
- ・地域清掃活動
- ・笑心バッグづくり（地域に無償で配布）